

今回のテーマ： 出向者の給与負担金の取り扱い

従業員が他の法人に出向した場合、出向者の給料は従来どおり出向元の法人が支給し、出向先の法人が自己の負担すべき給与に相当する金額を出向元法人に給与負担金として支払うときの取り扱いは、つぎのとおりです。

1. 給与負担金の取り扱い

	出向先法人	出向元法人
給与負担金 = 給与	(1) 「経営指導料」等の名目で給与負担金を支払った場合でも給与として損金算入（法基通 9-2-45） (2) 消費税法上も、給与に相当するため不課税（消基通 5-5-10）	(1) 出向者に対する給与（損金）と、出向先法人から受け入れる給与負担金（益金）の両建てとなり、課税関係はナシ
給与負担金 > 給与	(1) 給与負担額超過部分は、支出の実態で判断 ・ 経営指導料等を支払うことに合理的な理由がある場合 損金算入 ・ 合理的な理由がない場合 寄附金 (2) 消費税（負担超過部分） ・ 経営指導料等となる場合 課税仕入 ・ 寄附金となる場合 不課税	(1) 出向者に対する給与相当額を超過する部分が課税所得（経営指導料等または受贈益） (2) 消費税 ・ 経営指導料等となる場合 課税売上 ・ 上記以外の受贈益となる場合 不課税
給与負担金 < 給与	(1) 給与負担額不足部分につき、つぎのような合理的理由がない場合には、本来の給与相当額と給与負担金との差額は受贈益 ・ 自社の給与水準に基づき給与負担金を支払う場合 ・ 差額は出向元に対する外注費の割引等を行う場合、等 (2) 消費税は、給与・受贈益とも不課税	(1) 出向先と出向元との給与条件の格差を補てんするため出向者に対して支給する給与の額は損金算入（法基通 9-2-47） ・ 合理的な理由がなく出向先法人の費用を肩代わりしているような場合は寄附金 (2) 消費税は、給与・寄附金とも不課税

2. 出向者が出向先法人において役員となっている場合

出向先での役員に係る給与負担金を支払う場合には、直接役員報酬を支払うのと同様、支払を毎月一定額とする（定期同額給与）、それ以外の場合には支払時期と支払金額につき事前に税務署に届出を行わなければ（事前確定届出給与）、損金に算入できません。

お見逃しなく！

出向が100%グループ法人間で行われる場合、上記で寄附金となる給与負担金は、支出した法人の損金の額に算入されないとともに、受領した法人の受贈益は益金不算入となります。（平成22年税制改正、平成22年10月1日以後に支出する寄附金の額と同日以後に受ける受贈益について適用）